

看護師等の届出制度について知っていますか？

# 離職される方は 届けましょう

2015年10月より、「看護師等の届出制度」が始まりました。保健師・助産師・看護師・准看護師の免許をお持ちで、お仕事をされていない方は、「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づき、都道府県の「ナースセンター」へ届け出ることが努力義務になりました。届出は、スマートフォンやインターネット、ナースセンターで行うことができます。

## 届出の対象者

以下の方は届出（努力義務）の対象者となります。

- 1 病院等を離職した場合  
（「病院等」とは、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設、指定訪問看護事業を行う事業所が含まれています）
- 2 保健師、助産師、看護師、准看護師の業に従事しなくなった場合  
（行政職や研究職などに就かれる方が対象となります）
- 3 免許取得後、直ちに就業しない場合
- 4 現在、離職中で業務に従事していない看護師等

- ご不明な点などございましたら、石川県ナースセンター（TEL.076-225-7771）までご連絡ください。
- 厚生労働省の関連サイト  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000095486.html>  
より詳しい内容をご確認いただけます。



# 届出の方法は？ 看護師等の届出制度

## 本人が届出をする場合

## 届出の対象者が直接行う方法



### A 看護師等の届出サイト「とどけるん」から登録

<https://todokerun.nurse-center.net/todokerun/>



- 1 「とどけるん」でID申請
- 2 ID申請画面で必要事項を入力し、登録
- 3 本登録用メールを受信
- 4 受信メールに記載されているURLにアクセス
- 5 ログインパスワードを設定
- 6 届出登録画面にて必要事項を入力し、登録
- 7 登録完了メールを受信

### B 石川県ナースセンターに届出票（本人届出用）を郵送もしくは持参で提出

## 施設が届出をする場合

## 施設が代行して届出を行う方法？



1 看護職に届出票や届出制度に関する資料を渡して説明をする

2 看護職が退職時等に届出票（代行届出用）に記入

届出票（代行届出用）は「とどけるん」よりダウンロードできます  
<https://todokerun.nurse-center.net/todokerun/>



届出票・施設用マニュアルは  
代行届出を行う施設の方へ  
をクリック

3 配布した届出票を（代行届出用）を回収し、以下のいずれかの方法でナースセンターへ届け出る

4 「eナースセンター」へログイン  
「eナースセンター」で施設登録をする

<https://www.nurse-center.net/nccs/>

既に登録済の場合は、  
5 or 6へお進みください



看護師等の離職時等の届出は

看護師等の届出制度について  
をクリック

5 「eナースセンター」から登録  
「eナースセンター」の求人施設ポータルからCSVデータととりまとめて届け出る方法



一括届出用テンプレートは「eナースセンター」よりダウンロード

6 石川県ナースセンターに届出票（本人届出用）を郵送もしくは持参で提出

### ● 留意事項

- 個人情報保護の観点から、お取扱いにご留意くださいますようお願いいたします。
- 届出登録に使用する電子データ(Excel, CSV)のメール送信はしないでください。
- 届出完了後、届出票の破棄、電子データ(Excel, CSV)の削除をお願いします。